

ご存じですか？**種苗法違反**

登録品種の種苗を育成者の許可なく生産者同士でやり取りする行為は種苗法違反となります。

☑**種苗法違反とは？**

- ☞ 育成者（佐賀県等）の**許諾なし**に業として種苗を利用することが**禁止**されています。
- ☞ 登録品種等の**種苗**（種や苗）を有償、無償にかかわらず育成者（佐賀県等）に**無断で第三者に譲り渡す**ことは法律等で固く**禁止**されています。
- ☞ 違反した場合、10年以下の**懲役**もしくは1,000万円以下の**罰金**（法人の場合3億円以下の罰金）または併科に処せられます。

☑**いちごさん苗の正しい利用法**

- ☞ いちごさん（佐賀i9号）は品種登録されており、**佐賀県が育成者**です。
- ☞ いちごさんの苗を利用する場合、佐賀県と許諾を結んだ**JAから苗の供給を受ける必要**があります。
- ☞ さが園芸888パートナー企業については、**佐賀県と直接許諾**を結び、**県から苗の供給を受ける必要**があります。
なお、第三者への苗の譲渡は認めていません。

